明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

附則第五条の七を附則第十五条とする。

附則第五条の六の表を次のように改める。

第二条第一項　法第三十四条第一項　第三十五条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の六
第十七条　第二条及び　第二条第一項	附則第十三条の二
第三十四条第一項　第三十五条第一項	附則第十四条の規定により読み替えられた第二条及び附則第十四条の規定により読み替えられた第二条第一項
第三十六条　第二条及び　第二条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の六
法第三十八条第一項　第三十五条第一項	附則第十四条の規定により読み替えられた第二条及び附則第十四条の規定により読み替えられた第二条第一項
法第三十四条第一項　第三十五条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の六
法第三十九条第一項　第三十五条第一項	附則第十四条の規定により読み替えられた第二条及び附則第十四条の規定により読み替えられた第二条第一項
第三十五条第一項　第三十五条第一項	附則第十三条の二
法第三十四条第一項　第三十五条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の六
法第三十五条第一項　第三十五条第一項	附則第十四条の規定により読み替えられた第二条及び附則第十四条の規定により読み替えられた第二条第一項
法第三十四条第一項　第三十五条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の六
法第百二十条第一項　第三十五条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十四条の七第一項
第百二十一条第一項　第三十三条の二	附則第十四条の二第一項

附則第五条の六を附則第十四条とする。

附則第五条の二の二十三から第五条の五までを削る。

附則第五条の二の二十二第一項中第一号から第五号までを削り、同項第六号中「附則第五条の二の八において準用する附則第五条の二の四第三項」を「附則第二条第三項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第七号中「附則第五条の二の九において準用する附則第五条の二の五第三項」を「附則第三条第三項」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第八号から第十一号までを削り、同項第十二号中「附則第五条の二の十五」を「附則第六条」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項を次のように改める。

2　厚生労働大臣は、附則第四条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率をあらかじめ公示するものとする。

附則第五条の二の二十二を附則第十三条とする。

附則第五条の二の二十一の表を次のように改める。

附則第五条第一号に掲げる数と同条第二号に掲げる数との合計数	一未満の端数を四捨五入する
附則第七条に規定する補正後加入者数	
附則第二条第一項に規定する確定加入者調整率	小数点以下第五位未満を四捨五入する
附則第二条第二項に規定する粗確定加入者調整率	
附則第三条第一項に規定する補正後確定加入者調整率	
附則第三条第二項に規定する補正後粗確定加入者調整率	
附則第四条第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
附則第五条に規定する補正後前期高齢者加入率	

附則第五条の二の二十一を附則第十二条とする。

附則第五条の二の二十を附則第十一条とする。

附則第五条の二の十九中「附則第四条の四第二項」を「附則第三条第二項」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第五条の二の十八中「附則第十四条の十第一項第一号」を「附則第十四条の三第一項第一号」に、「附則第十四条の十第二項」を「附則第十四条の三第二項」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第五条の二の十七中「附則第十四条の十第二項」を「附則第十四条の三第二項」に改め、同条を附則第八条とする。

附則第五条の二の十六中「附則第十四条の十第一項第一号」を「附則第十四条の三第一項第一号」に改め、同条第二号イ中「（法附則第十三条の六第一項第二号イに規定する特定加入者をいう。附則第五条の二の二十第一項及び第二項において同じ。）」を削り、同号ロ中「附則第十三条の七第一項第二号ロ」を「附則第十三条の四第一項第二号ロ」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第五条の二の十三から第五条の二の十五までを削る。

附則第五条の二の十二の見出し中「補正後概算後期高齢者支援金」を「補正後確定後期高齢者支援金」に、「補正後加入者一人当たり負担見込額」を「補正後加入者一人当たり負担額」に改め、同条中「附則第十四条の九第一項第一号」を「附則第十四条の三第一項第一号」に、「被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数の総数で除して得た額（附則第五条の二の二十二第一項第十号」を「被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額（附則第十三条第一項第三号」に、「補正後加入者一人当たり負担見込額」を「補正後加入者一人当たり負担額」に、「附則第十四条の九第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額」を「附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額」に、「補正後加入者見込数の総数で除して得た額を」を「補正後加入者数の総数で除して得た額を」に改め、同条を附則第六条とする。

（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項の表第二条の項及び第八条第一項の項から第九条第一項の項までを削り、同表第十三条の項の次に次のように加える。